

大井町小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の小規模企業の健全な育成及び経営改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に対し、大井町小規模事業者経営改善資金利子補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条の小規模事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれの要件も満たす小規模事業者とする。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 町内で1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人にあつては、1年以上継続して町内に在住している者）であること。
- (2) 町税及び使用料等に滞納がないこと。

(補助額及び補助対象期間)

第4条 補助の金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当初借入額に対する利子（以下「支払利子」という。）のうち年利1.0%に相当する額とし、上限は5万円とする。ただし、公庫の貸付利率が年利1.0%未満のときは支払利子の額とし、上限は5万円とする。
 - (2) 補助対象期間は1月1日から12月31日までの1年間とし、1年に満たない場合は月割で計算した額とする。
 - (3) 100円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
- 2 前項において、補助の金額が5万円に達しない場合は、最初に補助を受けた年度から起算して5年間に限り、5万円に達するまでの間補助を受けることができる。

3 延滞利子については補助を行わない。

(再度の利子補助の禁止)

第5条 前条の規定による補助を受けた者は、最初に補助を受けた日の属する年度から起算して5年間は、この要綱に規定する補助を受けることができない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を当該期間の翌年の1月末までに町長に提出するものとする。

(1) 小規模事業者経営改善資金利子補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 公庫の支払利息証明書

(3) その他、町長が必要と認めるもの

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査をし、補助金を交付すべきものと認めたときは、小規模事業者経営改善資金利子補助金交付決定及び交付額確定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、交付の決定を取消、または既に交付した補助金の返還を求めることとする。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、または補助金の交付を受けたとき。

イ 大井町補助金交付規則または大井町小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

(3) 町長が必要と認めるときは、関係職員に書類等の検査をさせることができること。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、小規模事業者経営改善資金利子補助金請求書（第3号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項について適正と認めた場合は速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。